

## 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為を行う際の届出について

管内（古賀市・新宮町）において「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為」を行う場合には、届出書又は電話により最寄りの消防署に届出する必要があります。

この届出は、消防署が事前に焼却行為を把握し、誤報により消防車が出動するなどの混乱を避けるためのものであり、焼却行為自体を許可するものではありません。

### ○焼却禁止の例外

- ① 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却  
（例：河川、道路敷の草焼きなど）
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却  
（例：災害時の応急対策、火災予防訓練など）
- ③ 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却  
（例：正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事など）
- ④ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却  
（例：焼き畑、岬の草および下枝の焼却、漁網にかかったごみの焼却など）
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの  
（例：落ち葉焚き、キャンプファイヤーなど）

### ○火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為を行う場合の注意事項について

- ① 消火するために必要な水バケツなどを準備しましょう。
- ② 空気が乾燥しているときや風の強い時の焼却はやめましょう。
- ③ 草を燃やすと煙が大量に発生します。少量ずつ焼却してください。
- ④ 火入れをしている最中は監視員を配置しましょう。
- ⑤ 周りに飛散、延焼させないように注意しましょう。
- ⑥ 家庭ゴミなどの焼却は法律で禁止されています。
- ⑦ 煙や異臭の発生または焼却灰の飛散が想定されますので、近隣の方々の迷惑とならないように実施してください。また、周囲から苦情が出た場合は中止していただく場合があります。

### ○受付窓口・連絡先

粕屋北部消防署（警防課）	TEL：092-944-0132
粕屋北部消防署 新宮分署	TEL：092-962-1197

### ○届出様式

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書